

在外選挙人名簿登録制度出国時申請方法について

平成30年6月1日

1. 出国前に市町村窓口で申請する場合（出国時申請）

（1）登録資格

■年齢満18歳以上の方 ■日本国籍をお持ちの方 ■国内の最終住所地が富津市であり選挙人名簿に登録されている方 ■国外に住所を有する方

（2）申請書の提出方法

■転出届提出後、申請者本人又は申請者からの委任を受けた方が、直接、富津市選挙管理委員会の窓口で申請してください。申請受付時間は平日8:30～17:15までです。在外選挙人登録資格を確認する場合は、次に連絡をお願いします。

申請場所及び連絡先

富津市下飯野2443番地 富津市役所5階

富津市選挙管理委員会事務局 ☎0439-80-1349

※ 出国時申請できる期間は、転出届の提出日から転出届に記載された転出予定日当日までの間です。期間内に出国時申請をしない場合は従来どおり在外公館申請になり、登録には海外に3ヶ月住所を有することが必要になります。

海外での住所確認に旅券番号を用いることから、確認手続きをスムーズにするため、旅券（パスポート）をご持参ください。

被移転登録資格の照会、在外選挙人名簿の登録後の通知を本籍地市町村にするため、本籍が分からない場合は申請を受け付けることができません。

2. 申請時の持参書類

（1）申請者本人による申請（本人確認書類）

1点確認書類（顔写真入りのもの）

旅券（パスポート）、マイナンバーカード、運転免許証、官公庁の身分証など

2点確認書類（①、②からそれぞれ1点又は①から2点）

①……戸籍抄本、住民票の写し、健康保険証、年金手帳、納税証明書

②……企業の社員証（顔写真入りのものに限る）、通帳、キャッシュカード

（2）申請者から委任を受けた方を通じた申請

上記（1）の書類に加え、次の書類が必要になります。

①申出書

あらかじめ、登録申請者本人がこの「申出書」と「在外選挙人名簿登録申請書」の署名欄に記入する必要があります。

②申請に来ている者の本人確認書類

日本国又は地方公共団体が交付した顔写真付きの身分証明書（旅券、マイナンバーカード、運転免許証、官公庁の身分証）又はその他選挙管理委員会が適当と認める顔写真入りの身分証明書等

3. その他

国外に住所を有することが登録の要件になりますので、出国後は早めに、在外公館等に「在留届」を提出してください。（インターネットでも届出ができます。）

在外公館申請は、当該領事館の管轄区域に3ヶ月以上住所を有している方が、申請できる制度です。申請者は旅券（パスポート）を持参のうえ、居住地を管轄する在外公館（大使館、領事館）で申請します。